

労働者派遣事業に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第23条第5項）に基づく公開情報

事業者名	株式会社 ABE STYLE	対象事業年度	2025年度（令和7年度）
事業所名称	本社事業所	作成／更新年月日	2026年6月1日
許可番号	派 27-304959		

1. 派遣事業の稼働実績・マージン率

項目	項目名	実績値（1日8時間換算等）	備考・計算式
①	派遣労働者の数	7 名	常時雇用派遣労働者の総数（6月1日現在）
②	派遣先の数	2 箇所	事業年度内に派遣を行った事業所数
③	派遣料金の平均額	28,140 円 / 日（8h）	派遣労働者1人（1日8時間換算）あたりの平均額
④	派遣労働者の賃金の平均額	21,226 円 / 日（8h）	派遣労働者1人（1日8時間換算）あたりの平均額
⑤	マージン率	24.6 %	$(\text{③ 派遣料金平均} - \text{④ 賃金平均}) \div \text{③ 派遣料金平均}$

【マージン率の内訳（派遣料金の使途）】

派遣先企業様からいただく派遣料金のうち、派遣労働者への賃金（平均約75.4%）を除いたマージン（手数料：24.6%）は、以下の費用に充当されております。

- ・社会保険料（法定福利費）：事業主が負担する健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の費用
- ・有給休暇費用：派遣労働者の有給休暇取得時に支払われる賃金（事業主負担分）
- ・教育訓練・福利厚生費：技能習得研修やキャリア支援、定期健康診断費用、その他福利厚生費
- ・事業運営費用・営業利益：営業活動費、事務所賃料、通信費、求人募集費用、その他運営諸経費

2. 教育訓練・キャリア支援・協定等の状況

⑥ 派遣労働者の教育訓練に関する事項	・新規採用時研修：安全衛生教育、情報セキュリティ研修、コンプライアンス教育 ・職種別専門研修：設備機器メンテナンス、空調設備施工等の専門技術研修 ・キャリアアップ研修：段階的・体系的な技能向上プログラム（給与支給・受講料無料）
⑦ キャリアコンサルティング相談窓口	窓口名称：キャリアサポート推進課 連絡先：06-7777-0338（直通） / info@abestyle.jp 対応時間：平日 9:00～18:00（専門コンサルタントが相談に応じます）
⑧ 労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定の締結状況	【締結の有無】 締結している 【協定対象労働者の範囲】 派遣事業に従事する全ての派遣労働者 【協定期間の終期】 2027年3月31日
⑨ その他参考となる事項	・社会保険・労働保険 完全加入（要件を満たす全員） ・年次有給休暇取得推進制度あり ・定期健康診断実施（全額会社負担）

※ 本資料は労働者派遣法第23条第5項の規定に基づき関係者へ提供・情報公開するものです。